

秋田市宿泊税検討委員会 報告書（案）

令和7年1月

秋田市宿泊税検討委員会

目次

| | |
|---|----|
| 第1 はじめに ······ | 1 |
| 第2 秋田市の状況について | |
| 1 人口の推移 ······ | 2 |
| 2 市税および普通交付税の推移 ······ | 3 |
| 3 観光入込客数および宿泊者数の推移 ······ | 4 |
| 第3 秋田市の総合計画等における観光振興施策の位置付けと 今後の課題について | |
| 1 総合計画等における観光振興施策の位置付け ······ | 5 |
| 2 秋田市の観光振興施策推進に当たっての課題 ······ | 6 |
| 第4 観光振興施策の更なる推進と財源の検討について | |
| 1 観光振興施策の更なる推進 ······ | 8 |
| 2 財源の検討 ······ | 8 |
| 第5 導入目的および使途について | |
| 1 導入目的 ······ | 9 |
| 2 使途 ······ | 11 |
| 第6 宿泊税の課税要件について | |
| 1 課税客体、課税標準および納税義務者 ······ | 14 |
| 2 特別徴収義務者、徴収方法および申告期限 ······ | 15 |
| 3 税額（税率）、免税点 ······ | 16 |
| 4 課税免除 ······ | 20 |
| 5 特別徴収事務交付金 ······ | 22 |
| 6 使途の公表と見直し時期 ······ | 23 |

| | |
|--|----|
| 第7 導入に当たっての課題や懸案事項について | 24 |
| 第8 おわりに | 27 |
| 参考1 秋田市における宿泊税の導入検討に関するアンケート 集計結果について | 28 |
| 参考2 秋田市宿泊税検討委員会の概要 | 36 |
| 参考3 秋田市宿泊税検討委員会委員名簿 | 37 |

第1　はじめに

秋田市においては、少子高齢化の進行等により、人口減少は避けられない状況にある。人口減少下においても、**地域の経済活動を維持し元気な秋田市を次の世代に引き継ぐためには、交流人口の拡大を図っていく必要があり、これまで以上に観光振興施策を推進する必要がある。**

今後、市の歳入は減少傾向で推移していくことが想定され、これまでも財源確保の取組として、ふるさと納税やクラウドファンディング等を行ってきたものの、歳入規模の縮小に合わせて歳出を縮小して行かざるを得ず、既存の観光振興施策の継続に加え、新たな視点で事業を展開するためには新規財源の確保が課題となる。

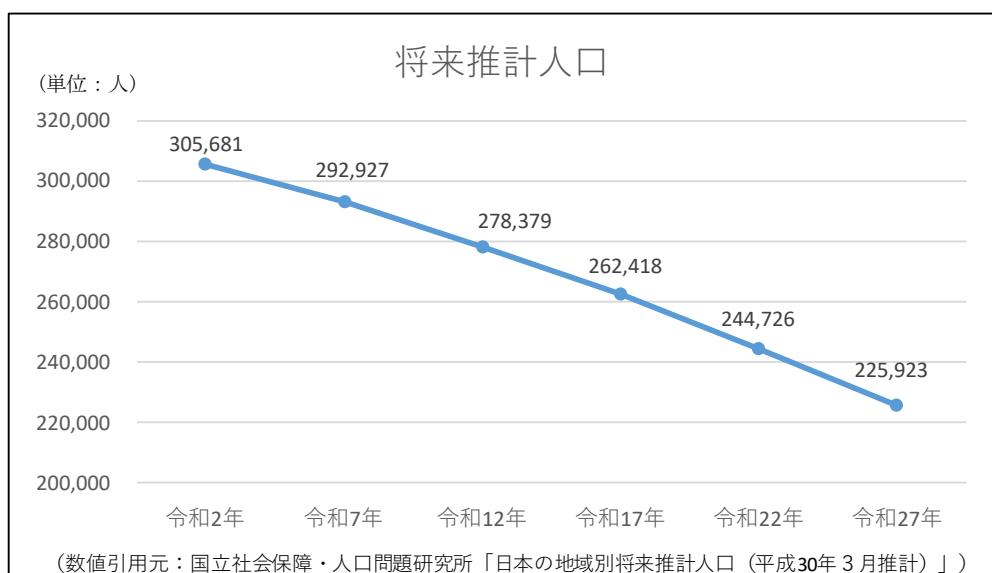
このような状況を背景に、秋田市の観光振興施策の一層の推進を図るため、安定的・継続的な財源確保の手法の一つとして宿泊税について、有識者や関係団体から構成される秋田市宿泊税検討委員会を設置し、調査・検討を行ったものである。

第2 秋田市の状況について

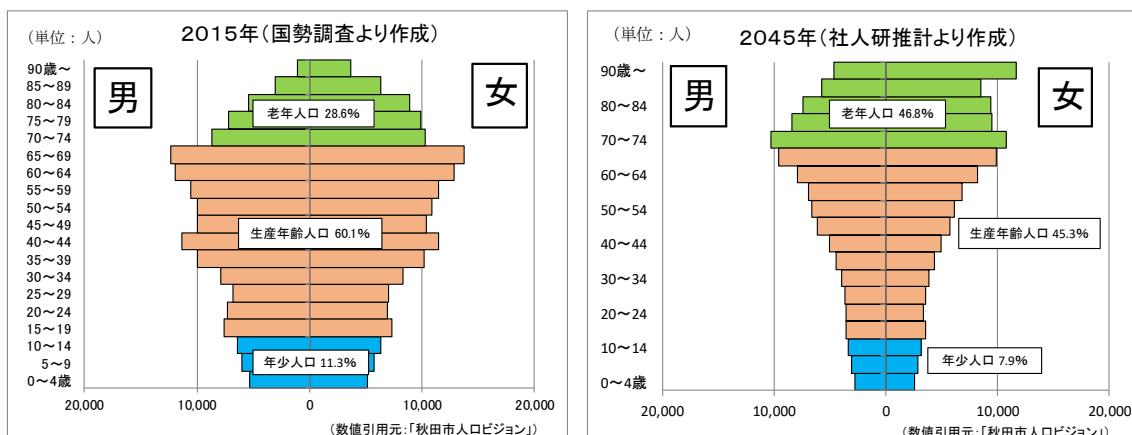
1 人口の推移

秋田市の人口は、平成17年に河辺町・雄和町と合併して33万人に達したが、令和5年11月1日時点の人口は推計で29万9,911人となり、合併後、初めて30万人を下回った。

秋田市人口ビジョン（令和3年3月）における将来推計人口に用いられている国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27年（2045年）の秋田市の人口は、約22万6千人と推計されており、令和2年（2020年）の人口約30万6千人と比較すると、約26.1%の減となることが予想されている。



また、秋田市の年齢3区分別人口は、年少人口割合が一貫して減少する一方、老年人口割合は一貫して増加を続け、平成30年3月の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27年（2045年）には生産年齢人口割合を上回ると推計されている。



※年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15歳以上65歳未満、老年人口：65歳以上

2 市税および普通交付税の推移

人口の変化が地域の将来に与える影響として、**人口減少、高齢化による消費額の減少等が地域経済を縮小させるほか、市税および普通交付税は減少傾向で推移することが想定される。**

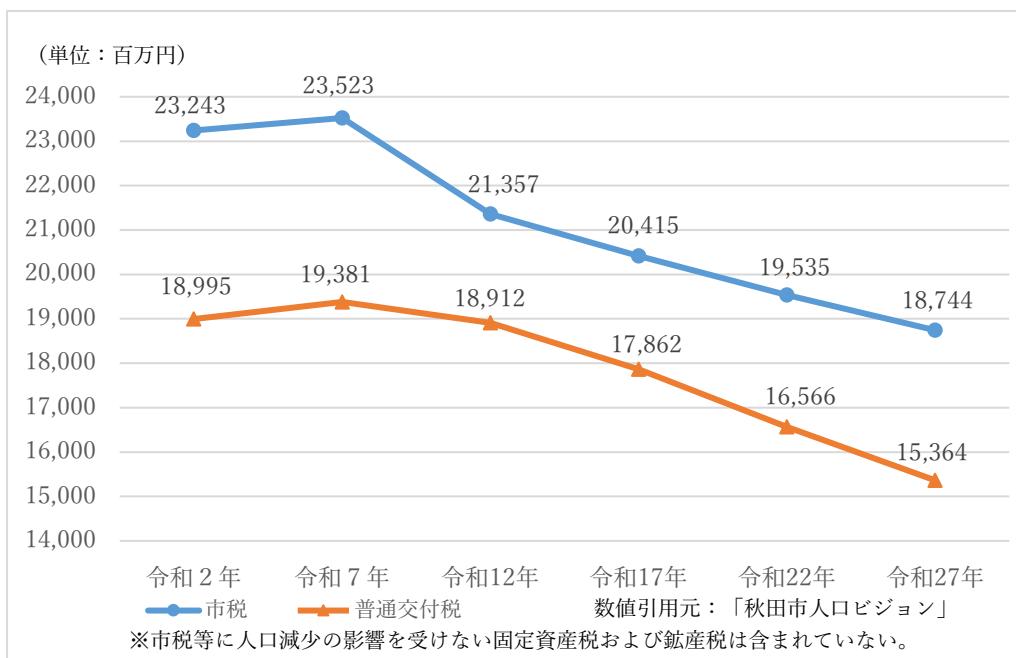
市税のうち個人市民税は、令和7年度以降は減収が続く見込みであり、令和27年度（2045年度）は、令和2年度（2020年度）と比較して、11.6%の減が想定される。

令和2年度と令和27年度の市税収入の比較 (単位：千円)

| 税目 | 令和2年 | 令和27年 | 差 |
|-------|------------|------------|-------------|
| 個人市民税 | 15,244,242 | 13,469,000 | △ 1,775,242 |
| 法人市民税 | 3,677,831 | 3,832,000 | 154,169 |
| 軽自動車税 | 834,804 | 873,420 | 38,616 |
| 市たばこ税 | 1,930,059 | 536,572 | △ 1,393,487 |
| 入湯税 | 33,261 | 33,261 | 0 |
| 事業所税 | 1,522,363 | - | △ 1,522,363 |
| 合計 | 23,242,560 | 18,744,253 | △ 4,498,307 |

(数値引用元「秋田市人口ビジョン」)

また、普通交付税の算定における測定単位には人口が用いられており、人口減少に伴う基準財政需要額の減少により、令和27年度（2045年度）は、令和2年度（2020年度）と比較して、19.1%の減が見込まれる。



令和2年度と令和27年度の普通交付税の比較 (単位：千円)

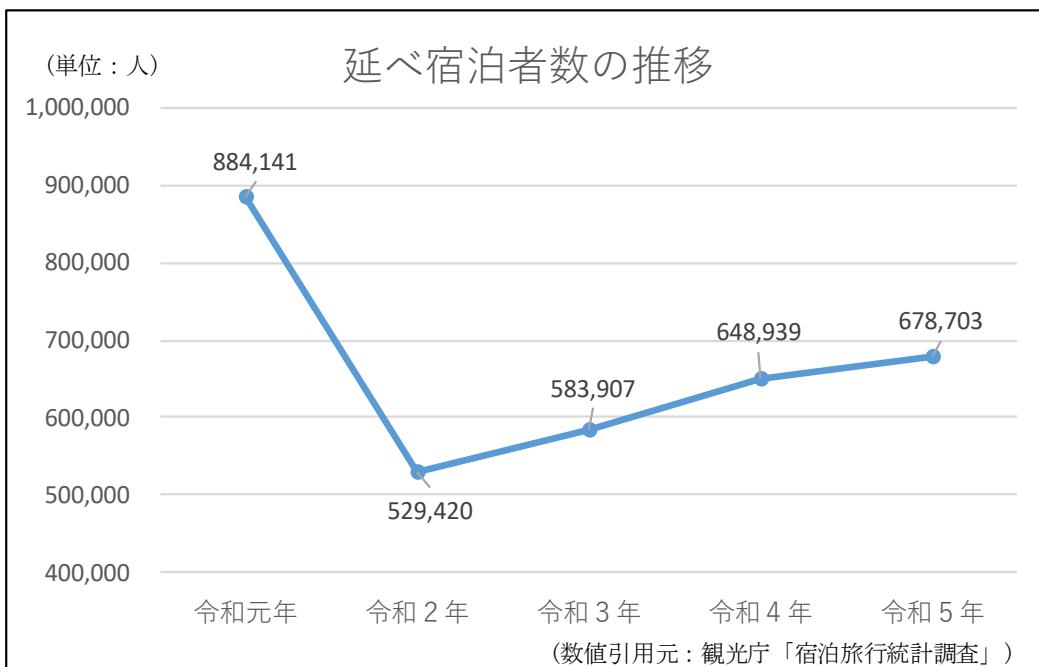
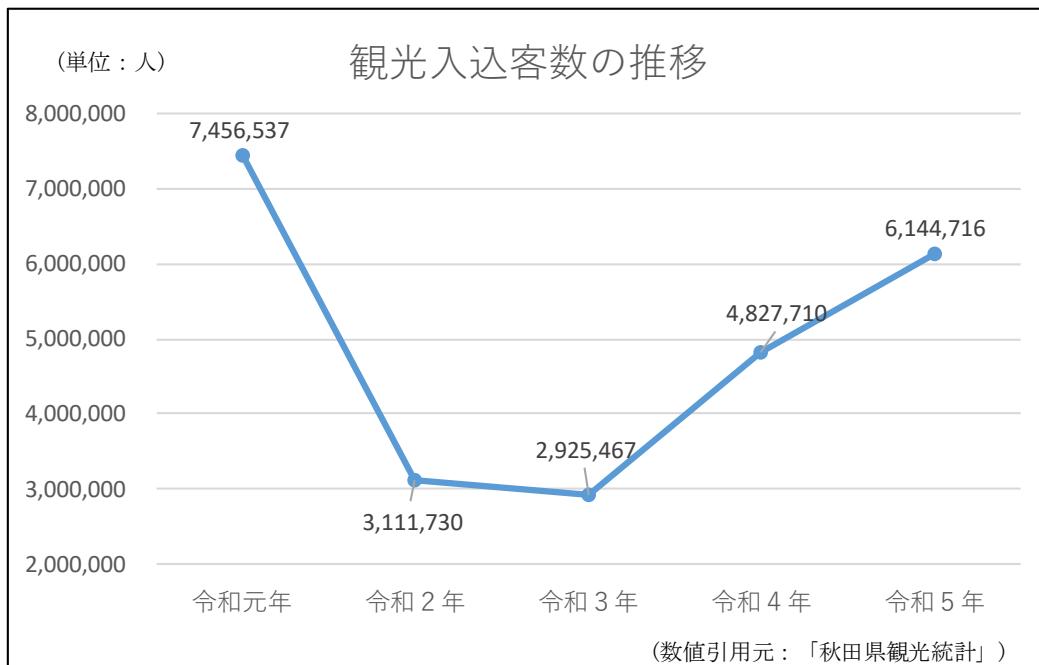
| | 令和2年 | 令和27年 | 差 |
|-------|------------|------------|-------------|
| 普通交付税 | 18,995,323 | 15,364,200 | △ 3,631,123 |

(数値引用元「秋田市人口ビジョン」)

3 観光入込客数および宿泊者数の推移

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の観光入込客数は、前年と比較して58.3%の減となり、令和3年も同水準で推移したが、令和4年以降は回復傾向にある。

同様に、令和2年の宿泊者数も、前年と比較して40.1%の減となったが、令和3年以降緩やかに回復している。



第3 秋田市の総合計画等における観光振興施策の位置付けと今後の課題について

1 総合計画等における観光振興施策の位置付け

市政推進の基本方針である秋田市総合計画は、時代の変化に合わせ、目指すべき将来の姿やまちづくりの大局的な方向性を示すとともに、その実現に向けた具体的な政策等を明らかにすることを目的に、概ね5年ごとに見直しを行っており、現計画は、令和2年度に定めている。

同計画において、目指すべき大層的な方向性として5つの将来都市像を設定し、将来都市像ごとの政策および施策について、体系として表している。

将来都市像別施策体系（主な観光関連部分を抜粋）

| 将来都市像 | 政 策 | 施 策 |
|---------------|----------------------------|----------------------|
| 1 豊かで活力に満ちたまち | 3 交流人口の拡大と 関係人口の創出、移住促進 | ②観光振興の推進 ③にぎわいの創出 |

上記の将来都市像別の体系にとらわれず、一体的かつ集中的に経営資源を投入して取り組む5分野を創生戦略として設定している。各創生戦略には、実現のための方策として、重点プログラムが設定されている。

○創生戦略

戦略2 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上

【戦略設定の背景】

コロナ禍にあって、私たちは、改めて芸術文化が与えるうるおいやスポーツが呼び起こす感動、観光資源が放つ多彩な魅力などが、いかに人々の心に元気を与えてきたか気づかされました。

私たちは、このことを心にとどめながら、地域の営みや歴史に根ざした文化を享受し、受け継ぐとともに、自らも、新たな文化の創造を担っていくことが求められます。

見る。聞く。触れる。味わう。薫る。五感を刺激する本市の魅力を引き続き、芸術文化、スポーツ、観光の視点から磨き上げ、交流人口の拡大を図るとともに、市民がいきいきと暮らす魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、本市の新たな魅力の発掘にさらに力を注ぎ、都市のイメージアップを図るとともに、「新しい生活様式」のもとで、人の流れをつくる取組を継続し、にぎわいの回復とまちの活性化を推進することが求められています。

【重点プログラム】

- I 芸術文化の香り高いまちづくりと中心市街地活性化
- II トップスポーツへの支援
- III 観光振興とセールス・プロモーションの強化



「観光振興とセールス・プロモーションの強化」

観光資源の掘り起こしや磨き上げ、受入体制の強化により、観光地としての魅力向上を図るとともに、県や民間団体等と連携した積極的な誘客とコンベンション誘致を実施し、交流人口の拡大につなげる。

観光案内の充実とまち歩き観光の推進などを図るまちなか観光案内所の運営や、竿燈公演を核とした首都圏や関西圏等でのプロモーション活動、コンベンション誘致に取り組む。また、県や関係団体等と連携したインバウンド誘客やクルーズ船寄港誘致に向けた取組を積極的に展開する。

2 秋田市の観光振興施策推進に当たっての課題

本検討委員会では、秋田市の観光振興施策推進に当たっての課題について、以下の3点について検討を行った。

(1) 冬季をはじめとした閑散期の誘客

令和5年の秋田市における月別客室稼働率を見ると、11月～2月は他の月に比べ稼働率が低くなっているため、通年で宿泊者を確保する取組が必要である。

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 平均 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 全国 | 46.0 | 53.0 | 56.8 | 55.0 | 56.1 | 55.3 | 57.9 | 62.6 | 59.7 | 61.9 | 63.0 | 57.2 | 57.0 |
| 秋田県 | 33.3 | 37.7 | 38.4 | 43.8 | 49.2 | 52.6 | 47.8 | 56.5 | 55.0 | 54.7 | 46.8 | 38.8 | 46.2 |
| 秋田市 | 51.4 | 59.8 | 62.4 | 64.3 | 63.4 | 74.3 | 70.7 | 73.3 | 70.7 | 70.4 | 58.6 | 58.5 | 64.8 |

(観光庁：「宿泊旅行統計調査」(令和5年 客室稼働率))

(2) インバウンド誘客

令和5年の外国人延べ宿泊者数の運輸局別シェアでは、東北の宿泊の割合が全体の約1.5%であり、さらに東北の中でも秋田県が最も低い数値となっている。

| 運輸局別 | 北海道 | 東北 | 関東 | 北陸信越 | 中部 |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 外国人延べ宿泊者数 | 7,131,890 | 1,561,130 | 52,665,640 | 3,101,900 | 4,415,500 |
| 運輸局別 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
| 外国人延べ宿泊者数 | 33,042,120 | 1,991,730 | 920,860 | 8,442,860 | 4,477,820 |

※長野は北陸信越、福井は中部に含まれる。

(観光庁：「宿泊旅行統計調査」(令和5年 運輸局別外国人延べ宿泊者数))

| 県別 | 秋田県 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 山形県 | 福島県 |
|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 外国人延べ宿泊者数 | 95,600 | 265,280 | 282,510 | 525,870 | 178,790 | 213,080 |

(観光庁：「宿泊旅行統計調査」(令和5年 東北の外国人延べ宿泊者数))

また、令和5年の東北県庁所在市の外国人延べ宿泊者数についても、秋田市が最も低い数値であり、インバウンドの弱さが課題として挙げられる。

| 東北県庁所在市別 | 秋田市 | 青森市 | 盛岡市 | 仙台市 | 山形市 | 福島市 |
|-------------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|
| 延べ宿泊者数 | 678,703 | 891,592 | 1,378,504 | 3,419,546 | 882,541 | 733,557 |
| (外国人延べ宿泊者数) | 18,599 | 80,670 | 75,370 | 275,131 | 58,896 | 23,950 |
| 割合 | 2.7% | 9.0% | 5.5% | 8.0% | 6.7% | 3.3% |

(観光庁：「宿泊旅行統計調査」(令和5年 東北県庁所在市の延べ宿泊者数))

これらのことから、インバウンド誘客の推進を図るとともに、インバウンド対策を並行して実施していく必要がある。

(3) 利便性・景観に配慮した計画的な施設整備

観光客に市内観光を快適に楽しんでいただくためには、観光客が利用するトイレや駐車場などの便益施設の利便性向上やインバウンドを念頭としたサイン・案内の充実などに継続的に取り組んでいく必要がある。

また、観光施設の外観の劣化など、景観に配慮した施設整備も必要である。

第4 観光振興施策の更なる推進と財源の検討について

1 観光振興施策の更なる推進

人口減少下においても、**地域の経済活動を維持し元気な秋田市を次の世代に引き継ぐためには、交流人口の拡大を図っていく必要があり、そのためには、魅力ある観光コンテンツの提供や受入体制の強化など魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。**

しかしながら、秋田市としての歳入は減少傾向にあり、これまででも財源確保のため様々な取組を行ってきたが、現状では、全庁的に歳出を縮小していかざるを得ない状況である。

そのような状況においては、今までと違った視点から交流人口の拡大を図る取組を行うとともに、秋田市の観光行政における課題の解決に資する事業を実施することが重要であり、そのための財源確保が必要である。

2 財源の検討

財源については、「地方税」、「負担金・分担金」、「使用料・手数料」および「寄附金」などが考えられるが、安定性・継続性・歳入の規模の3つの観点から、地方税とすることが望ましいと考えられる。

| 種類 | 安定性・継続性・歳入の規模 | 適否 |
|---------|---------------------------------------|----|
| 地方税 | <u>安定的・継続的な確保が可能であり、一定規模の歳入が見込める。</u> | ○ |
| 負担金・分担金 | 安定的ではあるが継続的な確保は難しく、歳入の規模も限定的である。 | △ |
| 使用料 | 安定的・継続的な確保は可能であるが、歳入の規模が限定的である。 | △ |
| 手数料 | 安定的・継続的な確保は可能であるが、歳入の規模が限定的である。 | △ |
| 寄附金 | 不安定であり、継続的に財源として見込むことが難しい。 | × |

また、秋田市の観光行政における課題の一つとして、閑散期やインバウンドの誘客等があり、それらの課題解決に資する観光振興施策を実施するため、法定外目的税である宿泊税の導入検討に至ったものである。

第5 導入目的および使途について

1 導入目的

(1) 導入自治体

既に宿泊税を導入している自治体においては、下表のとおり、「観光資源等の魅力向上」と「観光の振興を図る」ことを掲げている。

| 自治体名 | 導 入 目 的 |
|------|---|
| 東京都 | 国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。 |
| 大阪府 | 世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。 |
| 京都市 | 国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。 |
| 金沢市 | 歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。 |
| 俱知安町 | 世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。 |
| 福岡県 | 観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。 |
| 福岡市 | 「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「MICE都市としてのプレゼンス向上」及び「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」に要する費用に充てる。 |
| 北九州市 | 観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。 |
| 長崎市 | 都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。 |

(2) 秋田市の導入目的

人口減少下においても、**地域の経済活動を維持し元気な秋田市を次の世代に引き継ぐためには、交流人口の拡大を図っていく必要があり、そのためには、魅力ある観光コンテンツの提供や受入体制の強化など魅力あるまちづくりを進めいく必要がある。**

このことから、秋田市の導入目的を「観光資源や歴史・文化などの魅力を高め、交流人口の拡大を図るための観光振興施策に要する費用に充てる。」と整理した。

【本検討委員会の意見】

- ・観光に紐づいた財源がない中で、他の部局に取られない財源を毎年確保できるのは、観光振興という面ではインパクトの大きい取組だ。
- ・人口も予算も全部が縮減していく中で、観光の要素も市の産業や経済に大きな貢献をしていふことを考えると、観光に紐付いた予算を確保するはある意味妥当ではないか。
- ・観光が秋田市の中でどういった位置付けにあって、観光を中心とした何らかの産業施策、地域振興といったものを目標として掲げていて、そのための政策、施策、事業展開する中で予算的にこういったものが必要になる、あるいはこういったことを充実していきたいというような理屈付けもないと、集める人もお金を取られる人もなかなか納得感が得られないのではないか。
- ・お金がないのでくださいということではなく、秋田市として観光の部分を強くしていきたいというビジョンなり、事業なり、取組があつて、その経費がぜひ必要だというような説明でいかないと、なかなか事業者の皆さんの理解を得られない。
- ・宿泊事業者の間でも賛否両論あり、賛成の立場では、観光産業をさらに生かしてやっていくためには予算がかかるので、業界が協力することはむしろ悪いというよりも褒められることである、やるならばよそより早くやつたらどうかという意見もある。
- ・新しい目的税は宿泊者や宿泊事業者の負担となることから丁寧な議論が必要である。

2 使途

本検討委員会からは、宿泊税の導入に当たっては、秋田市の観光振興の課題解決に効果的な施策・事業の財源とすることが不可欠であること、そして、その選択に当たっては、宿泊者や宿泊事業者等の理解を得ることが必要である旨の意見が出されている。

本検討委員会では大きく「観光資源の魅力向上」、「受入環境の充実」、「効果的な情報発信」および「その他」の4つの視点から、具体的な提言、意見が下表のとおり示されている。

また、宿泊事業者を対象としたアンケート結果では、「宿泊施設等への受入環境整備に対する支援」が16件、「老朽化した観光施設等の改修」が13件、「魅力ある観光コンテンツの創出」が11件、「歴史的建造物の保全」と「美しい街並みや景観の整備・保持」が10件などと、宿泊事業者の希望が特に集中するといった事業はなく意見が分かれている。

このような本検討委員会での意見、宿泊事業者に対するアンケート結果等を踏まえ、秋田市の現状や課題を十分に検討し、導入自治体の事例を参考とした上で、使途について総合的に検討していく必要がある。

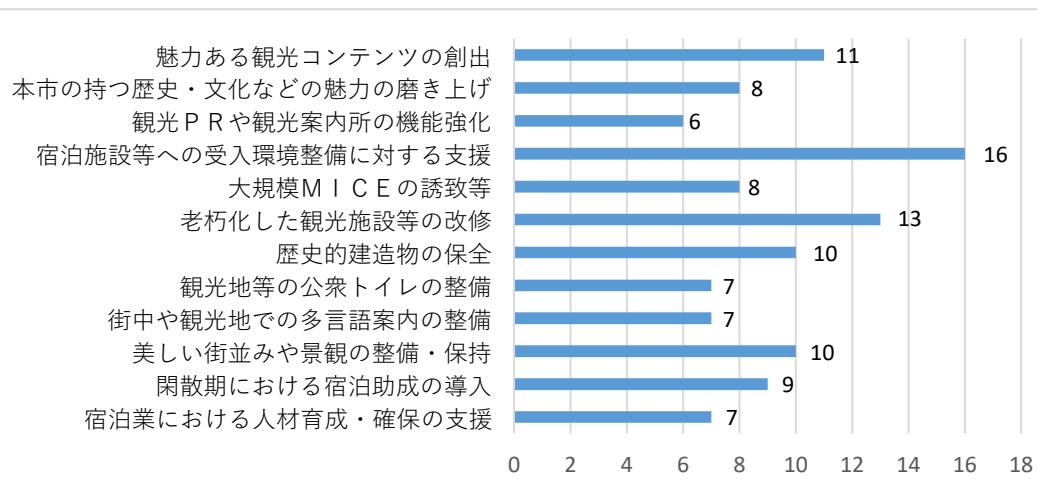
【本検討委員会で示された使途】

| 項目 | 使途の例 |
|---------------|--------------------------------|
| 観光資源の 魅力向上 | 朝型・夜型観光の推進 |
| | 体験プログラムやナイト観光など、滞在型の観光コンテンツの充実 |
| | 冬季をはじめとした閑散期の誘客対策 |
| 受入環境の 充実 | 宿泊施設等のインバウンド対応等への支援 |
| | 人手不足である宿泊事業者への支援 |
| | 景観に配慮した計画的な施設整備 |
| 効果的な 情報発信 | まちの魅力や観光地としての知名度を上げる取組 |
| | インバウンド誘客対策 |
| その他 | 有事に備えた基金の設置 |
| | 宿泊事業者のニーズを踏まえた取組 |
| | 宿泊者の利便性が向上するなど、宿泊者にメリットがある取組 |

【本検討委員会の意見】

- ・他都市と比べると、県内は滞在日数が短いことも課題である。
- ・滞在型の観光コンテンツを充実させることにより、宿泊施設の利用が増えて、宿泊税の增收にもつながるという好循環を生んでいけるとよい。
- ・まちの魅力や観光地としての知名度を上げる取組により、最終的に観光客が増える、あるいはまちの魅力がアップして訪れてみたいまちになるというのは、非常に良い循環になる。
- ・ナイト観光やナイトタイムエコノミーといったものも観光コンテンツの一つと考えており、体験型コンテンツといった部分の充実を図っていく必要がある。
- ・滞在型の観光を増やしていく中で、宿泊施設の稼働率が上がると人手不足が大きな課題となることが想定されるため、宿泊業界への支援も必要となる。
- ・新しい税が何に使われていくのか、この点を明確にすべきである。
- ・宿泊税の使途について、アンケート等により宿泊施設の皆様の意見を吸い上げながら、宿泊施設にとって必要なものとすることが重要である。
- ・何に使うかは納得感という上でとても大事である。
- ・観光政策について宿泊事業者と意見交換する機会を設ける必要があるのではないか。
- ・有事の際に何らかの財源を持っておくのはとても大事である。
- ・市の観光振興戦略を示し、その中に使途についても位置付けて予算の確保に向かっていくべきではないか。
- ・観光のどういった部分に使っていくかという明確な使途も目的と同時に示されないと理解が得られない。

【アンケート集計結果より】(宿泊税を導入した場合の使途について)



主な意見

- ・秋田に来たいと思う人を増やしてほしい。
- ・今まで観光事業者の声を広く聞いて取り組んできたのかという部分に疑問が残る。観光事業者の現場の声により深く耳を傾けて事業を行ってもらいたい。

【参考：導入自治体における使途】

| 項目 | 事業名等・取組内容 | 自治体名 |
|---------------------|---------------------------|------|
| 歴史・伝統 ・文化振興 | 街路樹等雪吊り魅力向上事業費 | 金沢市 |
| | 文化財の保全・継承に向けた取組 | 京都市 |
| | 歴史的景観の保全に向けた取組等 | |
| | 歴史・文化に配慮した道づくり | 福岡市 |
| 受入環境の 充実 | Wi-Fiやデジタルサイネージなどの利用環境の整備 | 東京都 |
| | 観光事業者のデジタル技術を活用した取組への支援 | |
| | 多言語の対応の強化・観光バス等の駐車場の整備 | 大阪府 |
| | 大阪城エリアにおける公共船着場等の整備 | |
| | 移動利便性の向上・観光地等交通対策 | 京都市 |
| | 街路樹の育成管理など | |
| | 宿泊施設改修支援事業費補助 | 金沢市 |
| | 金沢中央観光案内所管理運営費 | |
| | 宿泊事業者受入環境充実の支援 | 福岡市 |
| | 宿泊施設等改修支援 | 北九州市 |
| | 観光客受入環境整備費 | 長崎市 |
| | 観光産業人材育成事業費 | |
| 持続可能な 観光振興施策 | 総合観光案内所運営費 | |
| | 地域DMO支援事業 | 俱知安町 |
| | 東京観光情報センター（都内5箇所）設置・運営 | 東京都 |
| | 金沢駅東広場環境向上推進費 | 金沢市 |
| | 第3期まちのり構築費 | |
| MICE関係経費 | 博多旧市街プロジェクト | 福岡市 |
| | 鴻臚館整備・活用事業 | |
| | MICE誘致活動 | 東京都 |
| | 安心安全なMICEの徹底 | 京都市 |
| | 国内を代表するMICE拠点の形成 | 福岡市 |
| 魅力づくりおよび プロモーション | MICE戦略を強化し、都市型集客を促進 | 北九州市 |
| | MICE推進費 | 長崎市 |
| | ナイトカルチャー魅力創出事業費 | 大阪府 |
| | 魅力あるナイトコンテンツの創出 | 福岡市 |
| | 市の魅力を伝えるセールスプロモーション | 北九州市 |
| | アジアを中心とした誘客を促進 | |
| | 世界・日本新三大夜景推進費 | 長崎市 |
| 緊急時の対応等 | インバウンド誘致広域連携事業費 | |
| | アジアを中心とした誘客を促進 | 北九州市 |
| | 俱知安町宿泊税基金 | 俱知安町 |
| | 福岡県宿泊税基金 | 福岡県 |
| 宿泊税賦課費 | 観光交流基金積立金 | 長崎市 |
| | 賦課業務に係る経費・報償金または奨励金の交付 | 全自治体 |

第6 宿泊税の課税要件について

本検討委員会では、導入自治体の事例や秋田市の宿泊事業者を対象としたアンケート結果を参考に検討を行った。

その上で、公平・中立・簡素といった税の三原則に沿った制度設計とすることを基本に、宿泊事業者の事務負担の軽減にも配慮し、課税要件設定の考えを整理した。

1 課税客体、課税標準および納税義務者

公平性の観点から、住宅宿泊事業（民泊）を含めた宿泊施設への宿泊を対象とする。

(1) 課税客体

秋田市に所在するホテル、旅館、簡易宿所および住宅宿泊事業（民泊）を行う宿泊施設への宿泊

(2) 課税標準

宿泊施設への宿泊数

(3) 納税義務者

宿泊施設への宿泊者

【参考：導入自治体における課税客体・課税標準・納税義務者】

| 自治体名 | 東京都 | 大阪府 | 京都市 | 金沢市 | 倶知安町 | 福岡県 | 福岡市 | 北九州市 | 長崎市 |
|-----------------------|---|---|--|--|---|--|--|---|---|
| 人口（令和5年1月1日時点の住民基本台帳） | 13,841,665人 | 8,784,421人 | 1,385,190人 | 447,181人 | 15,717人 | 5,104,921人 | 1,581,398人 | 929,396人 | 398,039人 |
| 施行日 | 平成14年10月 | 平成29年1月 | 平成30年10月 | 平成31年4月 | 令和元年11月 | 令和2年4月 | 令和2年4月 | 令和2年4月 | 令和5年4月 |
| 課税客体 | ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館への宿泊 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業および住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊） | ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊） | ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊（民泊） | ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊（民泊） | ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・国家戦略特別区域法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊） | ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・住宅宿泊事業法に規定する認定事業および住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊） | ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業および住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊） | ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊） | ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊） |
| 課税標準 | 上記施設への宿泊数 | 同左 | 同左 | 同左 | 上記施設への1人、1部屋または1棟の宿泊料金 | 上記施設への宿泊数 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 納税義務者 | 上記施設への宿泊者 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |

2 特別徴収義務者、徴収方法および申告期限

全ての導入自治体において、宿泊事業者を特別徴収義務者とし、宿泊事業者が宿泊者から宿泊税を徴収し自治体に納入する特別徴収の方法により行っている。

宿泊税を宿泊者から直接徴収することは現実的でないため、導入自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当ではあるものの、一方では、アンケート結果等から、宿泊事業者が事務負担の増加などに懸念を示していることから、宿泊税の導入に当たっては、詳細なマニュアルの作成や制度説明会を開催するなど宿泊事業者への配慮が必要となる。

(1) 特別徴収義務者

宿泊事業者

(2) 徴収方法

特別徴収

(3) 申告期限

毎月末日までに前月の初日から末までの間の分を申告・納入することを基本とし、一定の要件を満たした場合には3か月ごとの申告・納入を可能とするなど宿泊事業者の事務負担の軽減につながるよう配慮すること。

【参考：導入自治体における特別徴収義務者・徴収方法・申告期限】

| 自治体名 | 東京都 | 大阪府 | 京都市 | 金沢市 | 倶知安町 | 福岡県 | 福岡市 | 北九州市 | 長崎市 |
|---------|--|---|--|---|--|--|--|--|--|
| 施行日 | 平成14年10月 | 平成29年1月 | 平成30年10月 | 平成31年4月 | 令和元年11月 | 令和2年4月 | 令和2年4月 | 令和2年4月 | 令和5年4月 |
| 特別徴収義務者 | ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 | ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者（特区民泊事業者） ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者（民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 | ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 | ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者（民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 | ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 | ・宿泊施設の経営者（旅館・ホテル等及び民泊） ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者（特区民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 | ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者（特区民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 | ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者（特区民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 | ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 |
| 徴収方法 | 特別徴収 ・特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。 | | | | | | | | |
| 申告期限 | 毎月末日までに前月の初日から末までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入が可能となっている。 | | | | | | | | |

3 税額（税率）、免税点

導入自治体では、税額、免税点について自治体により考え方が異なっているが、本検討委員会やアンケート結果からは、宿泊税を導入する場合は、定額制を望む意見が多くみられた。

税額、免税点の検討に当たっては、税の垂直的公平性の観点も重要であり、段階定額制や免税点を設定することについても十分に検討する必要がある。

また、有効な施策を実施するためには、一定規模の税収となるよう設定することが望まれる。

(1) 税額（税率）

宿泊事業者の事務負担を考慮すると一律定額制が望ましいが、税の垂直的公平性の観点から段階定額制についても検討することが必要である。

(2) 免税点

免税点を設定しない理由として、導入に当たっては、税の三原則の観点から出来るだけ簡単で分かりやすい制度が理解を得やすい税であり、特に課税の公平性の観点から、免税点は設けないことが適当との意見があった。

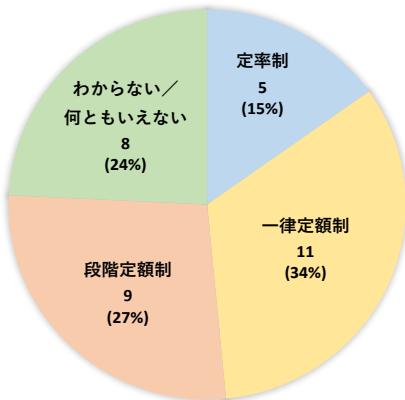
一方で、免税点を設定する理由として、金沢市が今年度、低価格帯の宿泊施設への宿泊者に対する負担が重いことや宿泊事業者の意見等を総合的に勘案して免税点を設定（5千円未満を課税免除）する制度の見直しを行ったことを挙げる意見があった。

【本検討委員会の意見】

- ・仮に導入となれば、定額が分かりやすいし、望ましい。
- ・公平・中立・簡素といった税の三原則、かつ宿泊業者の負担を軽減する観点からは、定額が一番簡単で分かりやすい。
- ・既に導入済みの自治体の大半は定額制で、これは宿泊者、事業者に配慮し、分かりやすく作業負担が小さいということで定額制を選択してきたということだと思う。一方で、本来の公平性からは若干外れる。
- ・税金には公平・中立・簡素の三原則があり、その観点でみると、公平に課税できて、簡単な仕組みでというのが長持ちする税、理解を得られやすい税だと言われている。いろんなオプションをつけていくと難しい税になる。
- ・金沢市が制度を見直し5,000円の免税点を設けた。5,000円がいいかどうかは別として、免税点を設定すると納得する宿泊業者が多いのではないか。
- ・定額の場合、低額の宿泊施設の宿泊者、あるいは長期の宿泊者にとっては、宿泊に対する税負担率みたいなものが非常に高まってしまうという問題がある。
- ・定率と比較すると定額の場合は価格変動等への対応が非常に難しい。
- ・定率制の場合、景気の変動に伴い宿泊者数が増減し、自動的に税収が調整される。
- ・現場レベルでの負担感という意味では、定率に比べて定額の方が簡単で分かりやすくて制度設計上も楽と考える。

【アンケート集計結果より】(税額、免税点について)

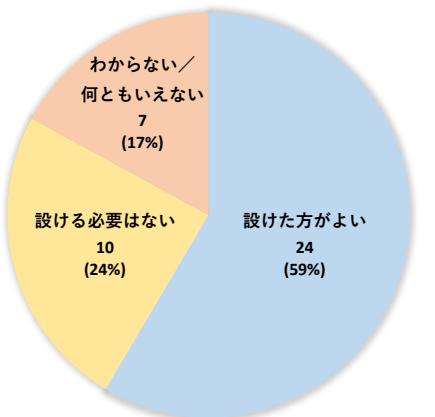
税額については、簡素で分かりやすい制度設計である定額制が望まれ、一律定額制と段階定額制で半数を超える結果となった。



主な意見

- 一律定額制
 - ・確実性がありヒューマンエラーが少ないほか、お客様への説明も簡素。
 - ・分かりやすい制度にしてほしい。
 - ・事務負担が軽い。
- 段階定額制
 - ・導入するのであれば段階定額制。
- 定率制
 - ・特段意見無し

課税免除（免税点）については、「設ける必要はない」が10施設（24%）に対し、「設けた方がよい」が24施設（59%）と過半数を超える結果となった。



主な意見

- 設けた方がよい
 - 宿泊客の層は多種多様のため、客室数が少ない施設や単価の低い施設は課税免除があるべき。
- 設ける必要はない
 - ・分かりやすくしてもらいたい。
 - ・宿泊料金が低いからといって、サービスを享受しないかというと必ずしもそうではない、税の公平性から課税免除は設けない方がいい。
 - ・宿泊料金に占める宿泊税の割合が高い施設には何かしらの還付があってもいい。

【参考：導入自治体における税率（税額）・免税点】

| 自治体名 | 東京都 | 大阪府 | 京都市 | 金沢市 | 俱知安町 | 福岡県 | 福岡市 | 北九州市 | 長崎市 |
|--------------|-------------------------------------|---|--|----------------------------|----------------------|--|--|---------------|--|
| 税率 (税率) | 1人1泊について、宿泊料金が | 1人1泊について、宿泊料金が | 1人1泊について、宿泊料金が | 1人1泊について、宿泊料金が | 1人1泊または1部屋1泊または1棟1泊の | 1人1泊について、 | 1人1泊について、宿泊料金が | 1人1泊について、 | 1人1泊について、宿泊料金が |
| | ①1万円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上：200円 | ①7千円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：300円 | ①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円 | ①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円 | 宿泊料金の2% | 200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は50円 ※その他、新たに宿泊税を県内市町村が課す場合、100円 | ①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円（いずれも、うち県税50円） | 200円（うち県税50円） | ①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円 |
| 免税点 | 1万円 | 7千円 | なし | なし※ | なし | なし | なし | なし | なし |
| 7千円未満 | 非課税 | 非課税 | 200円 | 200円 | ※5千円の場合100円 | 200円 | 200円 | 200円 | 100円 |
| 7千円以上1万円未満 | 非課税 | 100円 | 200円 | 200円 | ※7千円の場合140円 | 200円 | 200円 | 200円 | 100円 |
| 1万円以上1万5千円未満 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | ※1万円の場合200円 | 200円 | 200円 | 200円 | 200円 |
| 1万5千円以上2万円未満 | 200円 | 200円 | 200円 | 200円 | ※1万5千円の場合300円 | 200円 | 200円 | 200円 | 200円 |
| 2万円以上5万円未満 | 200円 | 300円 | 500円 | 500円 | ※2万円の場合400円 | 200円 | 500円 | 200円 | 500円 |
| 5万円以上 | 200円 | 300円 | 1,000円 | 500円 | ※5万円の場合1,000円 | 200円 | 500円 | 200円 | 500円 |

※金沢市については、令和6年10月から、宿泊税制度を変更し、5千円の免税点を設定

4 課税免除

課税免除については、本検討委員会やアンケート結果でも意見が分かれる結果となった。導入自治体においては、修学旅行やスポーツ大会等を課税免除としている事例もあるが、設定する場合は対象者の選定等について十分に検討する必要がある。

【参考：導入自治体における課税免除】

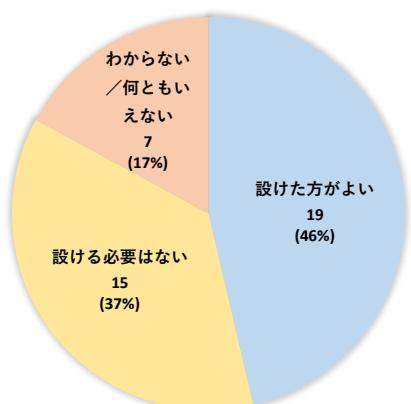
| 自治体名 | 課税免除の対象 | 設定理由 |
|-------|---|--|
| 京 都 市 | <ul style="list-style-type: none">・修学旅行その他学校行事への参加者および引率者 | <ul style="list-style-type: none">・修学旅行を、京都のよき理解者、将来のリピーター獲得につなげる機会と捉え積極的に誘致している。・将来にわたる観光客を獲得することで、京都市や京都経済の活性化につながることから、課税しないことが適当であると考える。 <p>【参考】京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会 答申 平成29年8月</p> |
| 俱知安町 | <ul style="list-style-type: none">・修学旅行その他学校行事への参加者および引率者・俱知安町で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生 | <ul style="list-style-type: none">・修学旅行や学校行事は、自然や文化、自然のなかでの体験活動を通じて、学生に学びや体験の場を提供する教育活動の一環であり、教育活動には公益性があるのではないか、というところに着目して課税免除とした。・職場体験、インターンシップに係る課税免除は、全国的に観光人材が不足しているなか、優秀な観光人材を少しでも多く確保し、ホスピタリティの充実を図るためのもの。 <p>【参考】俱知安町の宿泊税に係る資料 令和元年(2019年)7月1日現在</p> |
| 長 崎 市 | <ul style="list-style-type: none">・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事への参加者および引率者・部活動または地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する者および引率者 | <ul style="list-style-type: none">・平和教育のため修学旅行の誘致を推進しており、多くの修学旅行生が訪れている。・国内、海外問わず多くの児童、生徒が原爆資料館や被爆遺構を巡り被爆の実相に直接触れる機会を作ることについて、より一層力を入れて取り組んでいく必要があることなどから、課税免除する。 <p>【参考】長崎市宿泊税検討委員会報告書 令和2年9月</p> |

【本検討委員会の意見】

- ・高校総体などで県内から秋田市に宿泊する場合も一律徴収するのか、また、県が導入した場合は二重課税のような形になる。
- ・修学旅行を必ずしも免税とするのではなく、手厚いインセンティブを与えて、積極的に呼び込む取組もできる。
- ・長崎市の例を見ると、部活をどうするかという視点もある。県大会、東北、全国といろいろなレベルがあるので、整理する必要がある。
- ・例えば部活動の方たちには何らかの支援を別の形ですることにして、まず一旦はシンプルに一律に徴収する方が分かりやすくて理解を得やすい。
- ・洋上風力のように目的があって来ている人たちに対して課税をし、それを地域の振興のために役立てていくというのは、洋上風力発電を市、県として推進する上でもすごく重要なことであり、そこを配慮して長期宿泊者に対し減税をするということは考える必要はないのではないか。

【アンケート集計結果より】(課税免除について)

修学旅行などの課税免除は、「設けた方がよい」が19施設（46%）、「設ける必要はない」が15施設（37%）と意見が分かれた。



N = 41

主な意見

- 設けたほうがよい
 - ・仕事や学生等のスポーツ大会、修学旅行等は非課税でもよいのではないか。

○設ける必要はない

- ・対象者を決めるのが煩雑。
- ・差をつけないほうが良い。
- ・課税免除はない方がいいと考えるが、修学旅行誘致等のために補助の拡充や新設があったほうがいい。

5 特別徴収事務交付金

宿泊事業者を特別徴収義務者とする場合、徴収事務に係る事務負担や経費負担が新たに生じることから、導入自治体においては、納入した宿泊税額に応じて交付金等を交付する制度を設けており、事業者の事務負担等を考慮すると導入自治体と同様の措置を設けることは必要である。

【本検討委員会の意見】

- ・クレジットカードやキャッシュレス決済の手数料は、業種や事業所の規模や契約内容によって変わるが、手数料率が3%を超えるところも出てくるので、2.5%でいいのかというところもある。
- ・宿泊者が宿泊税分をクレジットカード払いした場合、宿泊事業者に手数料分の負担が生じる。

【参考：導入自治体における特別徴収事務交付金】

| 自治体名 | 東京都 | 大阪府 | 京都市 | 金沢市 | 倶知安町 | 福岡県 | 福岡市 | 北九州市 | 長崎市 |
|-------|---------------------------|--|--------------------------|---|--|--|--|--|---|
| 施行日 | 平成14年10月 | 平成29年1月 | 平成30年10月 | 平成31年4月 | 令和元年11月 | 令和2年4月 | 令和2年4月 | 令和2年4月 | 令和5年4月 |
| 名称 | 宿泊税特別徴収交付金 | 宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金 | 宿泊税特別徴収事務補助金 | 宿泊税特別徴収事務交付金 | 宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金 | 宿泊税報償金 | 宿泊税報償金 | 宿泊税報償金 | 宿泊税特別徴収報償金 |
| 交付額 | 納付された金額の2.5% 【上限100万円】 | ①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う更正等が生じたとき 納期内完納額の1.0% | 納期内納入額の2.5% 【上限200万円】 | 納期内納入額の2.5% ※令和5年度までは納入月1月につき1,000円を加算 【上限50万円】 | ①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う更正等が生じたとき 納期内完納額の1.0% | 納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告を行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】 | 納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告を行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】 | 納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告を行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】 | 納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告を行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限50万円】 |
| 特例措置等 | 導入から5年間は+0.5% | 導入から5年間は+0.5% | 導入から5年間は+0.5% | 導入から5年間は+0.5% | 導入から5年間は+0.5% | 導入から5年間は+0.5% | 導入から5年間は+0.5% | 導入から5年間は+0.5% | なし |

6 使途の公表と見直し時期

導入自治体と同様に、使途を公表するとともに、宿泊税を導入する場合には、一定期間経過後に社会情勢の変化や財政需要を考慮し、制度の見直しが必要と考える。

【参考：導入自治体における見直し時期】

| 自治体名 | 東京都 | 大阪府 | 京都市 | 金沢市 | 倶知安町 | 福岡県 | 福岡市 | 北九州市 | 長崎市 |
|-------|--|--|------------|---|------------|------------------|------------------|------------|------------|
| 施行日 | 平成14年10月 | 平成29年1月 | 平成30年10月 | 平成31年4月 | 令和元年11月 | 令和2年4月 | 令和2年4月 | 令和2年4月 | 令和5年4月 |
| 見直し時期 | 条例施行後、5年ごと | 条例施行後、5年ごと | 条例施行後、5年ごと | 条例施行後、5年ごと | 条例施行後、5年ごと | 条例施行後、3年、その後5年ごと | 条例施行後、3年、その後5年ごと | 条例施行後、3年ごと | 条例施行後、3年ごと |
| 見直し内容 | ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い、令和2年7月から9月までの間は課税停止。 大会延期に伴い、課税停止期間を令和3年9月まで延長 | ・課税対象に簡易宿所および特区民泊を追加（平成29年7月1日施行） ・課税対象に住宅宿泊事業法に係る施設を追加（平成30年10月1日施行） ・免税点を1万円から7千円に引き下げ（令和元年6月1日施行） ・万博の開催に伴い、令和7年4月1日から10月31日までの間は修学旅行生等を対象とし課税免除 | | ・5千円の免税点を新設（令和6年10月1日施行） ・宿泊税特別徴収事務交付金の交付額を+0.5%とする特例措置を、令和11年3月まで延長 | | | | | |

第7 導入に当たっての課題や懸案事項について

本検討委員会での意見や宿泊事業者へのアンケート調査において、様々な課題や懸案事項があることから、宿泊税の導入に当たっては、これらの課題を解決した上で、関係者への丁寧な説明と理解を得ることが必要である。

1 宿泊事業者の事務負担の増加

宿泊事業者が特別徴収義務者となることによって、税の徴収事務や宿泊者への説明などの新たな負担が生じることから、宿泊事業者が手続をスムーズに行うことができる事務手順の構築と、マニュアル等の整備が重要である。

2 宿泊事業者の懸念

宿泊事業者を対象としたアンケート結果では、宿泊税を導入した場合の影響として、宿泊者数減少を懸念するとの回答が45%を占めた。導入自治体における導入前後の状況からは、宿泊税の導入を原因とした宿泊者の明らかな減少はみられなかったが、宿泊事業者の不安を解消するための丁寧な説明が求められる。

3 観光振興計画等の策定

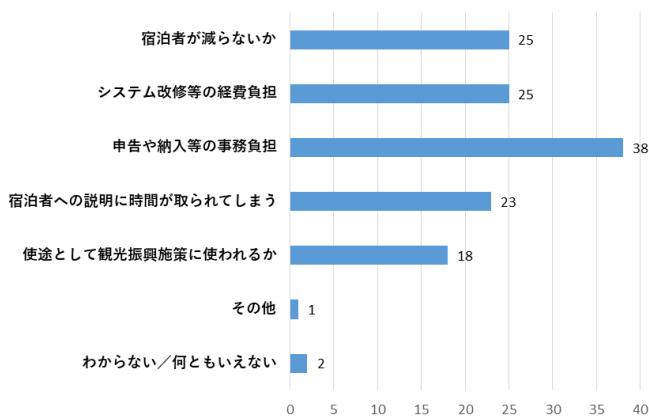
秋田市は総合計画等に観光振興施策を位置付けているが、どのような計画をもって、継続的に観光振興施策に取り組むのかをより明確に示すことで、宿泊者や宿泊事業者の理解が得られやすくなるため、観光振興計画等の策定について検討する必要がある。

【本検討委員会の意見】

- ・宿泊税が宿泊者に対してのみかかり、徴収事務など、様々な点で宿泊事業者に負担がかかることに抵抗がある。魅力ある観光コンテンツの提供、魅力あるまちづくりは、宿泊業だけでなく、観光業そのものに関わってくる。
- ・物価が上がり負担が増えている中、わずかであっても新しい負担が増えることにより、宿泊者が減るのではないかとの懸念がある。
- ・仮に導入した場合に、宿泊施設でどのような設備投資や徴収事務の手間がかかるかは制度設計によって変わってくると思うが、宿泊事業者の理解を得ることが一番の課題である。
- ・実際に現場で説明を求められるのは市ではなく、宿泊事業者の方であるため、お客様に納得のいく説明をしてもらうには業務をしている方に納得していただかなければいけない。
- ・目的税が増え、国民の税負担が増えていくと、産業、経済が疲弊しないか。
- ・今は経済事情もよくないので時間をかけて検討してほしい。
- ・新しい税を導入するに当たっては、公平・中立・簡素といった税の三原則を守っていくことが非常に重要である。
- ・具体的な制度設計に入るときには、事業者の導入に当たって発生する経費負担の軽減、宿泊者への事前周知P R等も必要である。
- ・導入後に徴収した税金を市に納める事務に係る負担の軽減など、現場の方たちにかかる負担を軽減できる制度設計も重要である。

【アンケート集計結果より】(懸念事項、宿泊者数への影響について)

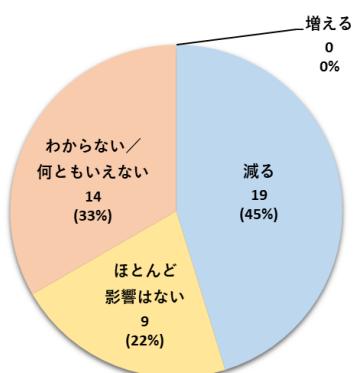
宿泊税を導入するとした場合、ほぼ全ての事業者（40/42）が何らかの懸念を示しており、なかでも申告や納入等の事務負担が最も多い、次いで、宿泊者数の減少、システム改修等の経費負担、宿泊者への説明を懸念する回答が多かった。



主な意見

- ・ホテル側の負担が大きい。
- ・人手不足の中、事務負担の増加、宿泊者への説明負担増が懸念される。また、クレームへの対応が心配。
- ・なぜ、宿泊業なのか不公平ではないか。
- ・会計処理が複雑化する。

宿泊者数への影響は、「減る」が19施設（45%）となり、半数に近い事業者が宿泊客の減少を懸念する結果となった。



主な意見

- 「減る」との回答
 - ・税額次第、200円以上だと低価格の宿はダメージが大きい。
 - ・秋田市以外に宿泊者が流れる。
 - ・宿泊税がどういった税なのか、お客様にしっかりと伝わらないと導入しても理解していただけない。
 - ・値上げをしなければいけない。
 - ・価格上昇が集客減に直結する。
 - ・宿泊税の導入により交流人口の増加につながるとは思えない。
- 「ほとんど影響はない」との回答
 - ・税の有無では宿泊していない。
 - ・税額にもよるが、利用者は目的があって宿泊するため影響はないのではないか。
 - ・宿泊料金は変動制のため。
- 「わからない／何ともいえない」との回答
 - ・宿泊税がどういった税金か、何に利用されるのか、お客様に伝わらないと導入しても理解してもらえない。

第8 おわりに

今年度実施した本検討委員会での議論を集約すると、宿泊税は、観光振興施策を戦略的に実施するために、安定的・継続的な財源確保が見込まれることから、有効な手法であるとの一定の理解が示された。

しかしながら、宿泊税の導入に当たっては、納税者となる宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊事業者に宿泊税を導入する理由等も含め理解を得ることが重要であるとともに、観光振興の課題解決につながる有効な使途の選定、宿泊者への周知広報、宿泊事業者の事務負担や経費負担の不安解消などの課題が指摘された。

これらの課題は、本検討委員会で宿泊税の視点で指摘・議論されたものであるが、秋田市における観光振興施策全体に関わる課題であることから、総合的・体系的に検討することが望ましいと考える。

秋田市における宿泊税の導入検討 に関するアンケート集計結果について

第3回秋田市宿泊税検討委員会
令和6年10月28日

アンケートの概要について

○調査目的

市内宿泊事業者を対象に本市の宿泊に関する動向や宿泊税に対する宿泊事業者の考え方を把握するため実施するもの

○調査期間

令和6年9月12日～令和6年10月2日

○調査対象

101施設

※ホテル・旅館、簡易宿所については、秋田市保健所が公表する「旅館業法に基づく許可施設一覧」に基づき実施

※民泊については、秋田県が公表する「住宅宿泊事業者一覧」に基づき実施

○調査方法

調査表を郵送し、同封した返信用封筒により、回収した。

○回答状況

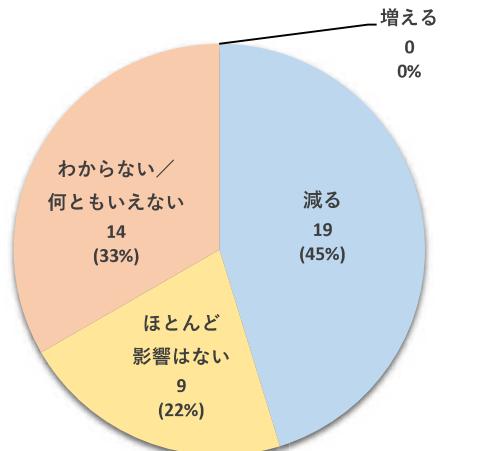
| 区分 | 送付件数 | 回答件数 | 回答率 |
|--------|------|------|-------|
| ホテル・旅館 | 75 | 32 | 42.7% |
| 簡易宿所 | 16 | 5 | 31.3% |
| 民泊 | 10 | 4 | 40.0% |
| 無記名 | - | 1 | - |
| 合計 | 101 | 42 | 41.6% |

集計結果について

1 宿泊税を導入した場合の影響等について伺います。

(1)宿泊税を導入した場合、宿泊者数にどのような影響があると思いますか。

宿泊者数への影響は、「減る」が19施設（45%）となり、半数に近い事業者が宿泊客の減少を懸念する結果となった。



N = 42

主な意見

○「減る」との回答

- ・税額次第、200円以上だと低価格の宿はダメージが大きい。
- ・秋田市以外に宿泊者が流れる。
- ・宿泊税がどういった税なのか、お客様にしっかりと伝わらないと導入しても理解していただけない。
- ・値上げをしなければいけない。
- ・価格上昇が集客減に直結する。
- ・宿泊税の導入により交流人口の増加につながるとは思えない。

○「ほとんど影響はない」との回答

- ・税の有無では宿泊していない。
- ・税額にもよるが、利用者は目的があって宿泊するため影響はないのではないか。
- ・宿泊料金は変動制のため。

○「わからない／何ともいえない」との回答

- ・宿泊税がどういった税金か、何に利用されるのか、お客様に伝わらないと導入しても理解してもらえない。

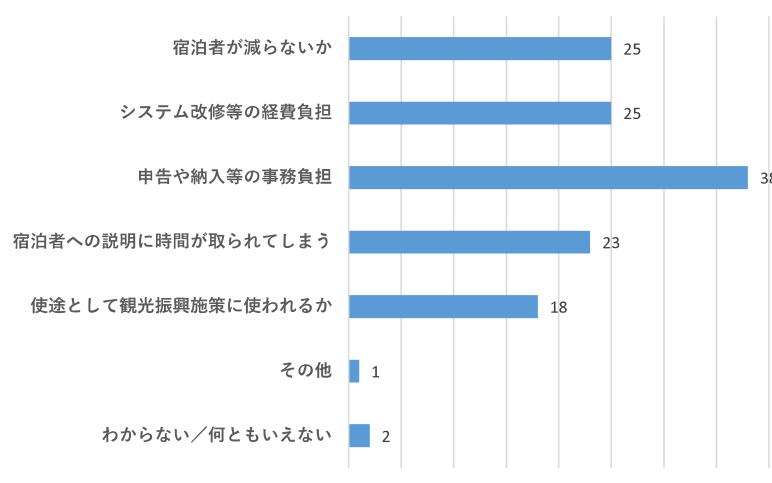
2

集計結果について

(2)宿泊税は、宿泊事業者の皆様に特別徴収義務者となっていただき、宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ徴収した宿泊税の申告や、納入手続が必要になるなど、皆様のご協力が必要となる制度です。

宿泊税を導入するとした場合、どのような懸念や課題がありますか。※複数選択可

宿泊税を導入するとした場合、ほぼ全ての事業者（40/42）が何らかの懸念を示しており、なかでも申告や納入等の事務負担が最も多く、次いで、宿泊者数の減少、システム改修等の経費負担、宿泊者への説明を懸念する回答が多かった。



主な意見

・ホテル側の負担が大きい。

・人手不足の中、事務負担の増加、宿泊者への説明負担増が懸念される。
また、クレームへの対応が心配。

・なぜ、宿泊業なのか不公平ではないか。
・会計処理が複雑化する。

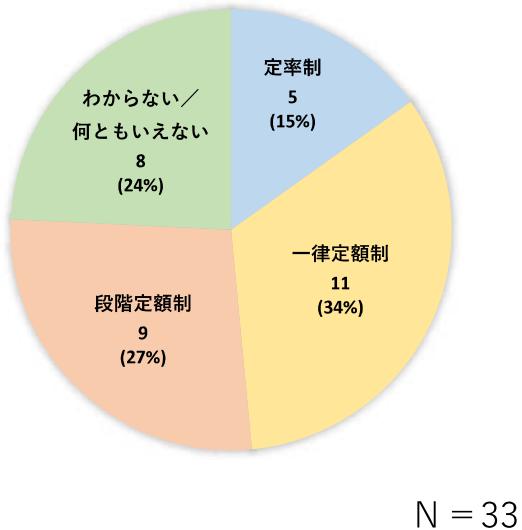
3

集計結果について

2 宿泊税を導入した場合の制度について伺います。

(1)宿泊税の税額を設定するにあたって、定率制、一律定額制、段階定額制の3つの手法がありますが、このことについて、ご意見をお聞かせください。

税額については、簡素で分かりやすい制度設計である定額制が望まれ、一律定額制と段階定額制で半数を超える結果となった。



主な意見

○一律定額制

- ・確実性がありヒューマンエラーが少ないほか、お客様への説明も簡素。
- ・分かりやすい制度にしてほしい。
- ・事務負担が軽い。

○段階定額制

- ・導入するのであれば段階定額制。

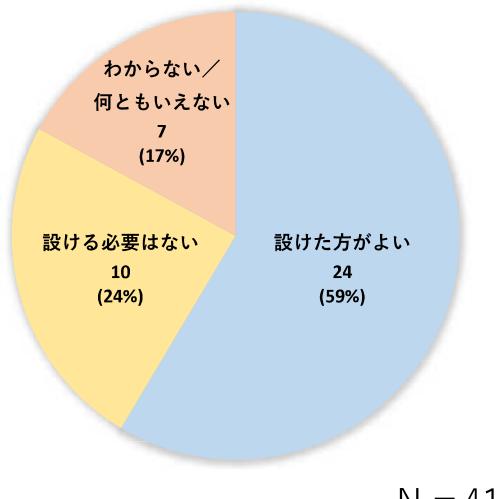
○定率制 特段意見無し

4

集計結果について

(2)一定額以下の宿泊料金については宿泊税を徴収しないといった課税免除の取扱いについて、ご意見をお聞かせください。

課税免除（免税点）については、「設ける必要はない」が10施設（24%）に対し、「設けた方がよい」が24施設（59%）と過半数を超える結果となった。



主な意見

○設けた方がよい

- 宿泊客の層は多種多様のため、客室数が少ない施設や単価の低い施設は課税免除があるべき。

○設ける必要はない

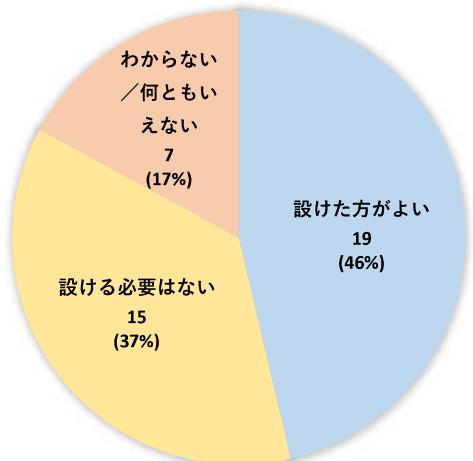
- 分かりやすくしてもらいたい。
- 宿泊料金が低いからといって、サービスを享受しないかというと必ずしもそうではない、税の公平性から課税免除は設けない方がいい。
- 宿泊料金に占める宿泊税の割合が高い施設には何かしらの還付があってもいい。

5

集計結果について

(3) 修学旅行などに参加する学生や引率者から宿泊税を徴収しないといった課税免除の取扱いについて、ご意見をお聞かせください。

修学旅行などの課税免除は、「設けた方がよい」が19施設（46%）、「設ける必要はない」が15施設（37%）と意見が分かれた。



N = 41

主な意見

○設けたほうがよい

- ・仕事や学生等のスポーツ大会、修学旅行等は非課税でもよいのではないか。

○設ける必要はない

- ・対象者を決めるのが煩雑。
- ・差をつけないほうが良い。
- ・課税免除はない方がいいと考えるが、修学旅行誘致等のために補助の拡充や新設があったほうがいい。

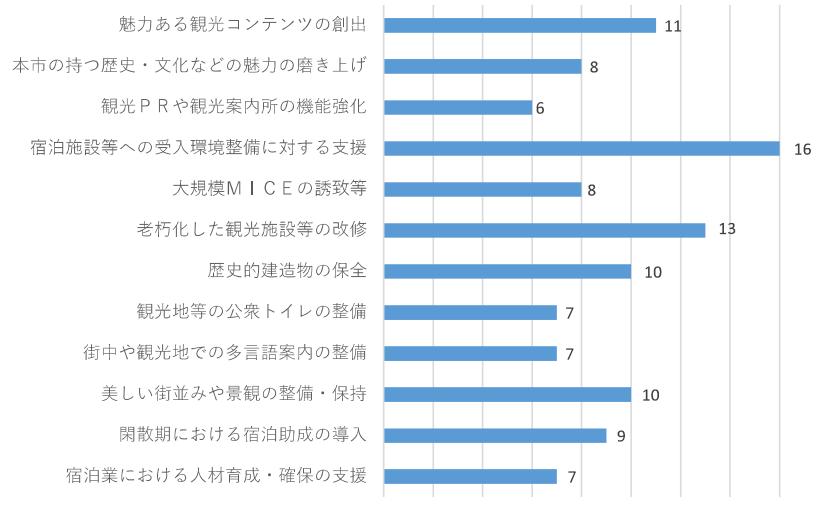
6

集計結果について

3 宿泊税を導入した場合の使途について伺います。

(1) 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。※複数選択可

使途については事業者の求めるニーズが多岐に渡り、宿泊施設等への受入環境整備に対する支援が16件と最も多く、次いで老朽化した観光施設等の改修が13件、魅力ある観光コンテンツの創出が11件と続くほか、他の項目にも満遍なく票が集まった。



主な意見

- ・秋田に来たいと思う人を増やしてほしい。
- ・今まで観光事業者の声を広く聞いて取り組んできたのかという部分に疑問が残る。観光事業者の現場の声により深く耳を傾けて事業を行ってもらいたい。

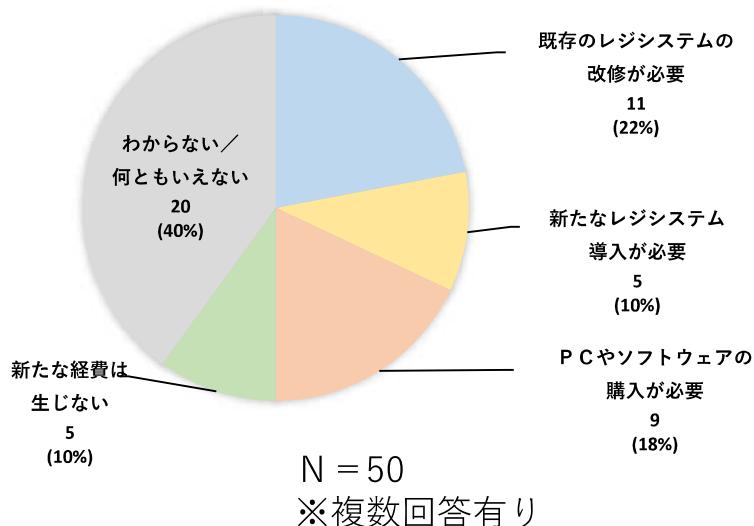
7

集計結果について

4 宿泊税を導入した場合、必要となる経費等について伺います。

(1) 宿泊税を導入するとした場合、システム改修等の経費は必要になりますか。

システム改修等の経費の必要性については、「わからない/何ともいえない」が全体の40%となった一方、回答があったほぼ全ての事業者が宿泊税を導入する場合には、何らかの対応が必要となる旨の回答となった。



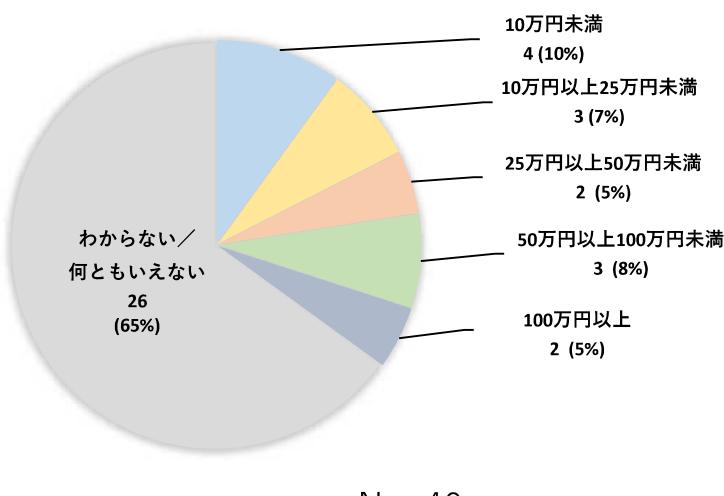
主な意見

- ・手作業のため不要
- ・宿泊税対応のシステムを導入する必要がある。
- ・システム改修が見込まれるほか、HPへの注釈追記、各予約サイトへの変更作業が必要。

集計結果について

(2) システムの改修等にかかる経費はどの程度になると考えられますか。

システムの改修等の経費については、制度の詳細が決まっていないこともあり、「わからない/何ともいえない」が26施設(65%)と最も多い回答となり、改修が必要となる事業者の費用についてはばらつきが見られた。



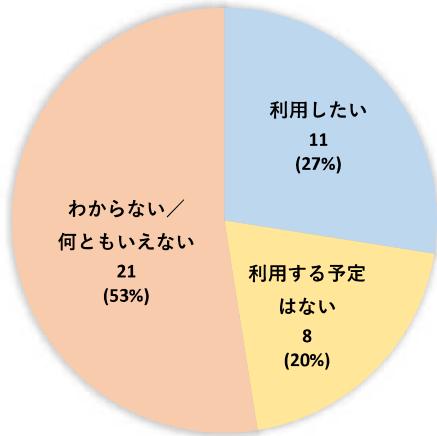
主な意見

- ・ベンダーレンタル次第と考えられる。

集計結果について

(3) 市への申告方法として、eLTAX（地方税の申告等の手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム）を利用したいと考えますか。

eLTAXについては「利用したい」が11施設(27%)、「利用する予定はない」が8施設(20%)、「わからない/何ともいえない」が21施設(53%)であった。



主な意見

- ・使い勝手次第で判断したい。
- ・業務負担が軽減するのであれば利用したい。

N = 40

10

集計結果について

5 貴施設について伺います。

(1) 施設の種別について教えてください。

| | 全体 | ホテル | 旅館 | 簡易宿所 | 民泊 | 不明 |
|-----|----|-----|----|------|----|----|
| 回答数 | 42 | 22 | 10 | 5 | 4 | 1 |

(2) 宿泊料金区分ごとの客室数について教えてください。なお、宿泊料金が時期によって変更となる場合は、1年を通して最も多い設定額（通常期の料金など）でご回答ください。

| 宿泊料金区分（1人1泊当たり） ※消費税、入湯税、食事代を除く | 左記料金に該当する客室数 | 割合 (%) |
|------------------------------------|--------------|--------|
| 5,000円未満 | 285室 | 12.0% |
| 5,000円以上 10,000円未満 | 1,631室 | 68.8% |
| 10,000円以上 20,000円未満 | 429室 | 18.1% |
| 20,000円以上 30,000円未満 | 22室 | 1.0% |
| 30,000円以上 | 3室 | 0.1% |
| 計 | 2,370室 | 100.0% |

(3) 宿泊料金区分ごとの令和5年の延べ宿泊者数について教えてください。

| 宿泊料金区分（1人1泊当たり） ※消費税、入湯税、食事代を除く | 延べ宿泊者数 (令和5年) | 割合 (%) |
|------------------------------------|------------------|--------|
| 5,000円未満 | 67,491人 | 12.0% |
| 5,000円以上 10,000円未満 | 382,342人 | 68.2% |
| 10,000円以上 20,000円未満 | 107,250人 | 19.1% |
| 20,000円以上 30,000円未満 | 1,000人 | 0.2% |
| 30,000円以上 | 2人 | 0.0% |
| 価格不明 | 2,900人 | 0.5% |
| 計 | 560,985人 | 100.0% |

11

集計結果について

(4) 令和5年の宿泊者のうち、連続して5日間以上宿泊した者の実人数および延べ宿泊者数と、その場合の平均的な宿泊料金について教えてください。

| 質問項目 | 全体 | ホテル | 旅館 | 簡易宿所 | 民泊 |
|---------------------------------|---------|--------------|--------------|--------|--------|
| 連続して5日間以上宿泊した者の実人数 | 1,498人 | 1,448人 | 33人 | ※回答無し | 17人 |
| 連続して5日間以上宿泊した者の延べ人数 | 10,324人 | 9,198人 | 1,010人 | ※回答無し | 116人 |
| 料金範囲 | - | 4,000～7,574円 | 4,000～9,000円 | 7,000円 | 6,083円 |
| 連続して5日間以上宿泊した場合の平均的な宿泊料金（1泊当たり） | 全体 | ホテル | 旅館 | 簡易宿所 | 民泊 |
| 5,000円未満 | 3 | 1 | 2 | - | - |
| 5,000円以上 6,000円未満 | 2 | 1 | 1 | - | - |
| 6,000円以上 7,000円未満 | 6 | 3 | 2 | - | 1 |
| 7,000円以上 8,000円未満 | 3 | 2 | - | 1 | - |
| 8,000円以上 9,000円未満 | - | - | - | - | - |
| 9,000円以上 10,000円未満 | 1 | - | 1 | - | - |
| 回答数 | 15 | 7 | 6 | 1 | 1 |

12

集計結果について

(5) 宿泊費の支払方法について、おおよそで構いませんので、それぞれの割合について教えてください。

※施設ごとの一番多い支払方法を集計

施設ごとに一番多い支払方法は、現金払、次いで旅行サイト等での事前決済の順となった。一方で現金以外の支払方法に対応している事業者の割合は回答の9割に近い結果となった。

| 支払方法 | 現金払 | キャッシュレス決済 | 旅行サイト等での事前決済 | その他 |
|------|-----|-----------|--------------|-----|
| 施設数 | 16 | 5 | 10 | 4 |

※現金払以外の支払方法に対応する施設数は33施設中29施設となった。なお、上記の表について同率の場合、双方にカウントしているため施設数33とは一致しない。

13

集計結果について

6 秋田市への宿泊税導入について、全体を通してご意見等があれば教えてください。

- ・導入には反対、観光客はGW、竿燈、大曲の花火、連休に泊まるくらい。普段はビジネス客がメインのため100円の値上げも難しい。
- ・宿泊税の導入にあたり、秋田市も、当施設のスタッフもお客様へ納得いくような説明ができないと理解いただけるのか心配。
- ・秋田の観光業の発展のため必要な税であることも、宿泊業で仕事している側としては理解できる。
- ・近年の物価、人件費の上昇で、宿泊料金を改訂する時、1,000円あがるだけでも客数の減少がおきていることを実感している。市役所が思う以上にお客様は価格に対してシビアに受け止めることを知ってもらいたい。
- ・宿泊税導入にあたっては、目的を明確にしてもらいたい。観光振興の予算の充実を図ることを希望する。また、コロナのような不足の事態に備え、宿泊税の一部で基金を設置してもよいのではと考える。
- ・市には財政状況と活用の在り方をわかりやすく説明いただき、事業者との合意形成を円滑に進めてもらいたい。
- ・導入するのであれば、宿泊事業者を通さず直接徴収してほしい。
- ・東北で一番観光客が少ない中での宿泊税導入はどうかと思う。計画をたてて考えたほうがいいと思う。宿泊税導入になれば事業の撤退も考える。

14

集計結果について

6 秋田市への宿泊税導入について、全体を通してご意見等があれば教えてください。

- ・秋田市は観光客需要の回復が他の地域に比べ遅れている。風力、マンション建設、水害復旧などビジネス需要により宿泊客数は伸びたものの、観光需要による宿泊は増加していないと考える。インバウンド客についても全国最下位レベルにあり、このような状況のなか、宿泊税導入は時期尚早、宿泊者に敬遠される地域になりかねない。人手不足の施設が多いと耳にされるなか、人的負担を強いることは逆効果であると思われる。秋田市が観光に力を入れるのであれば従来の観光予算を増額して交流人口の増加、将来の税収アップを目指すべきではないか。
- ・秋田市はインバウンドの来客者数が東北で極端に低い。伸ばす努力を官民協力で行うべき。
- ・観光ではなく、仕事の出張等で来る宿泊者から宿泊税を徴収することには、違和感がある。
- ・秋田市では観光目的の宿泊者はそれほど多くないと思う。宿泊者に限って課税があるのが納得できない。
- ・当施設では観光客が増えても売上げ増加の影響は少ない。観光客目的の税金であればメリットはない。
- ・使途について、宿泊税を納めた施設が平等に恩恵を受ける方法を考えてもらいたい。

15

参考2

秋田市宿泊税検討委員会の概要

- 1 名 称 秋田市宿泊税検討委員会
- 2 所掌事務 本市への宿泊税導入および宿泊税を財源とした観光振興のための新たな施策に関すること
- 3 開催予定回数 5回
- 4 委員構成 6名（委員長1名、副委員長1名、委員4名）
- 5 委員の任期 委嘱日から1年
- 6 事務局 観光文化スポーツ部観光振興課および企画財政部市民税課

7 秋田市宿泊税検討委員会開催スケジュール

| 時期 | 内容 | |
|---------------|----------|---|
| 令和6年 7月10日 | 第1回検討委員会 | <ul style="list-style-type: none">・宿泊税検討の背景について・宿泊税導入自治体の制度内容について |
| 8月29日 | 第2回検討委員会 | <ul style="list-style-type: none">・第1回検討委員会での意見等について・宿泊事業者を対象としたアンケートの実施について |
| 10月28日 | 第3回検討委員会 | <ul style="list-style-type: none">・宿泊事業者を対象としたアンケート集計結果について・秋田市の観光振興施策について・これまでの議論を踏まえた課題の整理等について |
| 11月21日 | 第4回検討委員会 | <ul style="list-style-type: none">・秋田市宿泊税検討委員会報告書（素案）について |
| 令和7年 1月28日 | 第5回検討委員会 | <ul style="list-style-type: none">・秋田市宿泊税検討委員会報告書（案）について |

参考3

秋田市宿泊税検討委員会委員名簿

(50音順・敬称略)

| 氏 名 | 所 属 |
|---------|------------------------------|
| 浅 利 久 樹 | 秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合 秋田支部 支部長 |
| 臼 木 智 昭 | 秋田大学 教育文化学部 教授 |
| 佐 藤 太 郎 | 秋田商工会議所 総務企画部 部長代理兼まちづくり推進課長 |
| 佐 藤 司 | 公益財団法人秋田観光コンベンション協会 専務理事 |
| 佐 藤 雅 彦 | 一般財団法人秋田経済研究所 所長 |
| 原 田 吉 啓 | 株式会社 J T B 秋田支店 支店長 |

(事務局)

| 氏 名 | 所 属 |
|---------|-------------------|
| 高 嶋 均 | 観光文化スポーツ部観光振興課 課長 |
| 照 井 治 之 | 観光文化スポーツ部観光振興課 参事 |
| 北 嶋 航 | 観光文化スポーツ部観光振興課 主査 |
| 吉 田 大 祐 | 企画財政部市民税課 課長 |
| 齊 藤 亮 人 | 企画財政部市民税課 課長補佐 |
| 阿 部 文 郁 | 企画財政部市民税課 主席主査 |
| 伊 藤 和 也 | 企画財政部市民税課 主査 |
| 船 木 美 希 | 企画財政部市民税課 主任 |